

発議第2号

浦安市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬及び期末手当の特例  
に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び浦安市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年6月27日

浦安市議会議長 小林章宏様

提案理由

議会は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保の重要性に鑑み、議員が長期欠席等をした場合における議員報酬及び期末手当に関し、特例を定めるものとする。

提出者

浦安市議会議員

柳 毅一郎

賛成者

浦安市議会議員

広瀬 明子

〃

吉村 啓治

〃

末益 隆志

〃

岡本 善徳

〃

川野辺 則章

〃

美勢 麻里

〃

水野 実

〃

中村 理香子

〃

上野 賢一

〃

橋爪 雄輔

〃

一瀬 健二

〃

深津 徳則

〃

宝 新

〃

毎田 潤子

〃

西川 嘉純

〃

工藤 由紀子

〃

斉藤 哲

〃

広田 尚大

〃

田村 李瑠

浦安市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬及び期末手当の特例  
に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保の重要性に鑑み、議員が長期欠席等をした場合における、浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第10号。以下「議員報酬条例」という。）に規定する当該議員の議員報酬及び期末手当に関し特例を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議等 浦安市議会定例会及び臨時会の本会議、全員協議会、浦安市議会委員会条例（昭和56年条例第5号）に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、浦安市議会会議規則（昭和56年浦安市議会規則第1号）第167条に規定する議員の派遣並びに同規則第106条に規定する委員の派遣をいう。
- (2) 長期欠席 議員が疾病その他の事由により市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。

(届出)

**第3条** 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を議長に届け出なければならない。この場合において、議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人が届け出るものとする。

2 議員は、前項の規定による届出後に長期欠席の期間を終え、又は終える見込みとなったときは、その旨を議長に届け出なければならない。この場合において、議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人が届け出るものとする。

3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、これを認定し、必要と

認める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

(議員報酬の減額)

**第4条** 議員が長期欠席した場合の議員報酬は、議員報酬条例第2条に規定する職に応じた議員報酬の月額に、次の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を減額して支給するものとする。

長期欠席の期間	減額割合
90日を超え180日以内の期間	100分の25
180日を超え270日以内の期間	100分の50
270日を超え365日以内の期間	100分の75
365日を超える期間	100分の100

- 2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を経過する日の翌日から長期欠席の期間が終了する日までの期間に係る議員報酬について適用するものとする。
- 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する期間内に1月に満たない日数の月があるときは、その月分の議員報酬は、日割計算により減額して支給するものとする。
- 4 前項の日割計算の方法は、議員報酬の月額に減額を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除した額に第1項に規定する減額割合を乗ずるものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間が月の途中で変更となるときは、その月分の議員報酬は、第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を日割計算により減額して支給するものとする。
- 6 前項の日割計算の方法は、第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、それぞれ議員報酬の月額に減額を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除した額に同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を合計するものとする。
- 7 第1項及び第2項の長期欠席の期間は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に

出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までとする。

(期末手当の減額)

**第5条** 6月1日及び12月1日(以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例に規定する期末手当の額に、基準日(基準日において長期欠席の期間が終了しているときは、その終了の日)における前条第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、同表の右欄に掲げる減額割合を乗じて得た額を減額して支給するものとする。

(適用除外)

**第6条** 次に掲げる事由により議員が会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めない。

- (1) 千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)により認定された公務上の災害又は通勤による災害
- (2) 議員の出産(出産予定日以前6週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内に限る。)
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
- (4) その他議長が認める事由

(議員報酬の一時差し止め)

**第7条** 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日(保釈により当該処分が一時解除される場合にあつては、一時解除される日)までの期間は、議員報酬を一時差し止めするものとする。ただし、当該期間の始期が議員報酬を支給する日の直前であることその他の理由により当該議員報酬

の支給を一時差し止めすることができない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により議員報酬を一時差し止めする期間内に1月に満たない日数の月があるときは、その月分の議員報酬は、日割計算により支給するものとする。

3 前項の日割計算の方法は、議員報酬の月額に支給を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除するものとする。

4 第1項ただし書の場合において、同項に規定する期間に係る議員報酬が支給されたときは、当該議員報酬については、支給のあった日の翌月の末日までに返納しなければならない。

(期末手当の一時差し止め)

**第8条** 基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬を一時差し止めされ（当該基準日以前6月より前の日において同項に規定する身体を拘束される処分を受け、当該基準日以前6月以内の期間において引き続き議員報酬を一時差し止めされていた場合を含む。）、かつ、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により同条第1項に規定する処分が一時解除されている場合であって、判決が確定していないときは、期末手当を一時差し止めするものとする。

(一時差し止めされていた議員報酬又は期末手当の支給)

**第9条** 前2条の規定により一時差し止めされていた議員報酬又は期末手当は、当該一時差し止めに係る刑事事件について公訴を提起しない処分があったとき又は当該一時差し止めに係る刑事事件の無罪の判決（無罪と同様の効果を有する判決及び決定を含む。以下この条において同じ。）が確定したときは、当該処分があった日又は当該無罪の判決が確定した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給するものとする。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(一時差し止めされていた議員報酬又は期末手当の不支給)

**第10条** 第7条の規定により議員報酬を一時差し止めされた場合で当該一時差し止めに係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、一時差し止

めされていた議員報酬は、支給しないものとする。

- 2 第8条の規定により期末手当を一時差し止めされた場合で当該一時差し止めに係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、一時差し止めされていた期末手当は、支給しないものとする。

(端数計算)

**第11条** この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(前任期中の減額等の効力)

**第12条** 前任期において、この条例の規定により議員報酬等の減額、一時差し止め又は不支給とされた議員が議員の資格を失い、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、一時差し止め及び不支給の効力は、当該任期に及ばないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。